

善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親等が善通寺市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（令和7年善通寺市告示第40号。以下「実施要綱」という。）に基づく相互援助活動を受けた場合に支払った利用料の一部を助成することにより、就労及び自立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 相互援助活動に対して利用会員が協力会員に支払う報酬（交通費その他の実費及び利用取消時の負担分を除く。）
- (2) ひとり親等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当を受給している者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金を受けることができる者は、利用会員のうち、相互援助活動が実施された日においてひとり親等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 利用料を滞納していない者

(助成額)

第4条 利用料の助成額は、1月当たりの利用料の合計額の2分の1の額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の児童扶養手当証書の写し又は生活保護受給証明書

(2) 利用料の領収書原本

2 前項の申請書は、相互援助活動利用月の最終利用日の翌日から起算して1年以内に、市長へ提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して交付の適否を決定し、その結果を善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付することを決定したときは、速やかに助成金を申請者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(報告)

第8条 市長は、助成金の交付について必要があると認められるときは、助成金の交付を受け、又は受けようとする者及び関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 この要綱による助成金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付申請書

善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、助成金の支給に必要な情報を市が調査することに同意します。

利用月	利用料（A）	交付申請額 (A) × 1 / 2 (10円未満切り捨て)
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
合計	円	円

振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()
	口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)	

備考

- 1 利用料（A）は、利用会員が協力会員に支払った報酬であり、交通費その他の実費及び利用取消時の負担分は助成対象になりません。
- 2 添付書類：①利用料の領収書原本 ②児童扶養手当証書の写し又は生活保護受給証明書
- 3 助成金交付申請書は、相互援助活動利用月の最終利用日の翌日から起算して1年以内に提出してください。

年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった善通寺市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用料助成金の交付について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

利用月	交付申請額	交付決定額
年 月～ 年 月	円	円
口座振込（予定）日		

却下の理由	
-------	--